

特殊車両通行制度について

令和 8 年 8 月 2 7 日

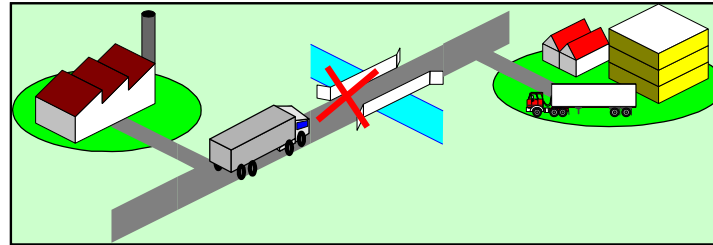
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所



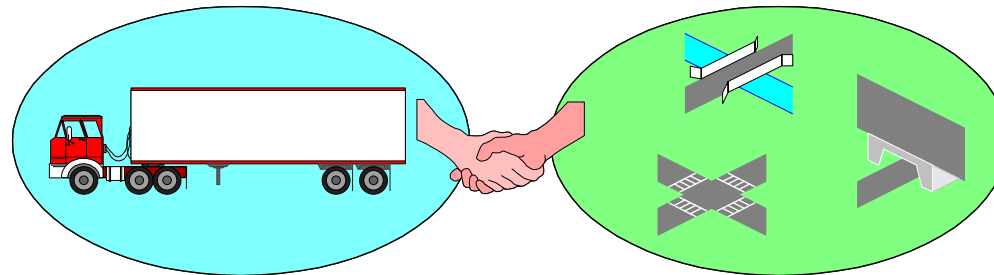
国土交通省

特殊車両通行制度の役割

道路は、一定の重量・寸法（一般的制限値）の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されています。このため、一般的制限値を超える車両は、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行することはできません。



一方で、道路は社会・経済活動を支える最も基礎的な施設であり、社会経済上の要請から一般的制限値を超える大型車両の通行が必要となることがあります。

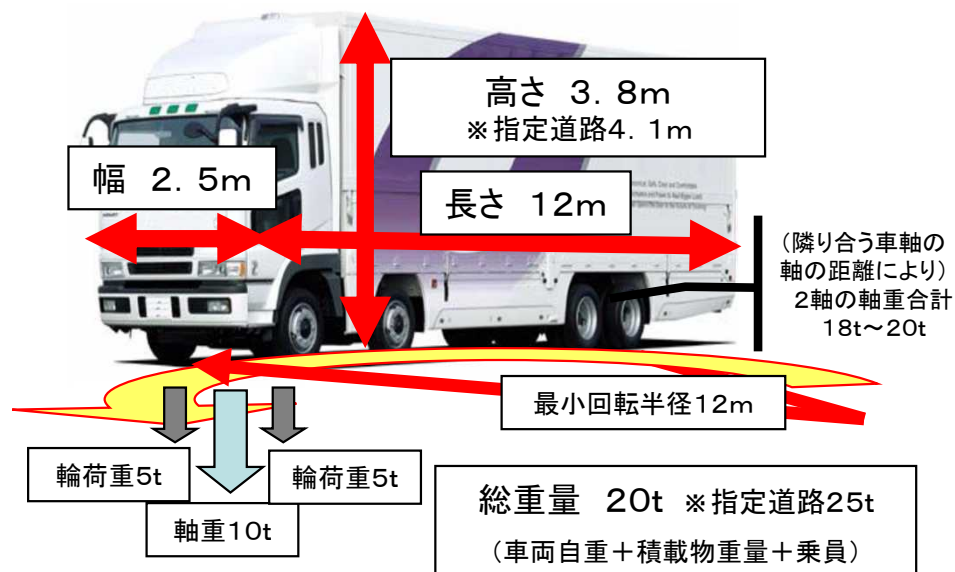


道路と車両との間の調和を図る制度が特殊車両通行制度です。

特殊車両通行制度について

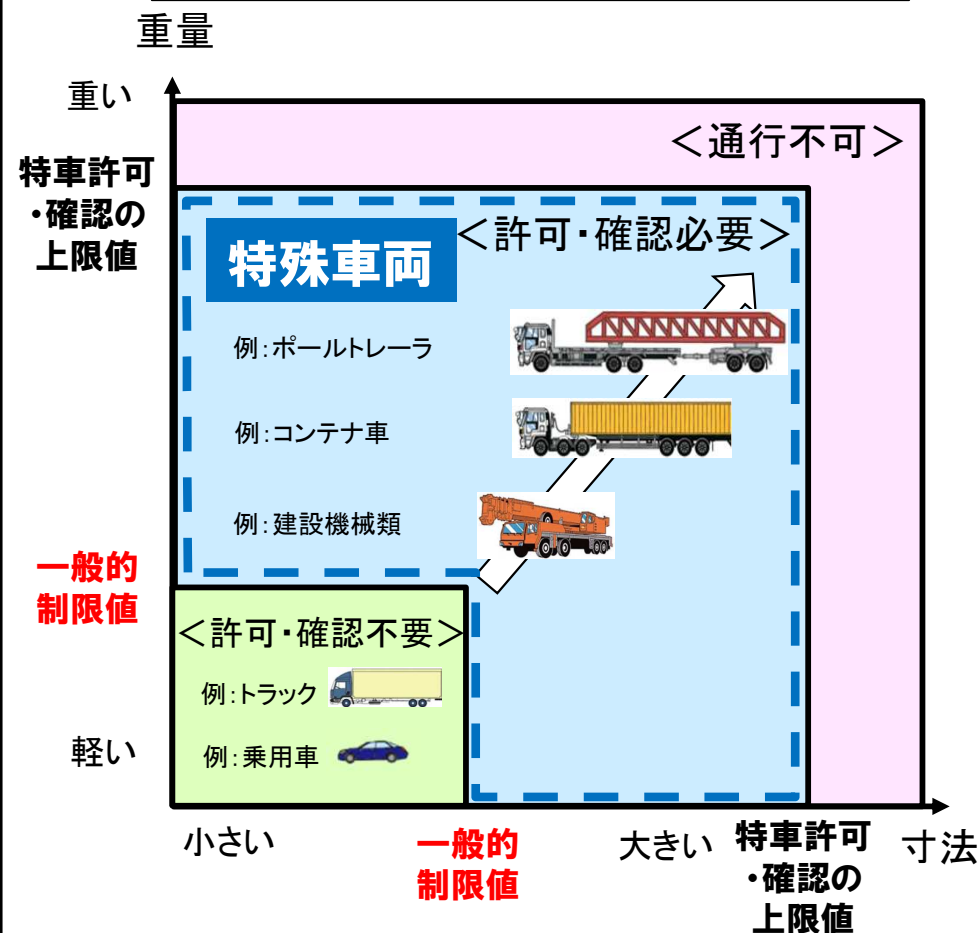
- 道路は一定の規格（以下「**一般的制限値**」）内の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、これを超える車両を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受けることが必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険を防止するため、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答

一般的制限値



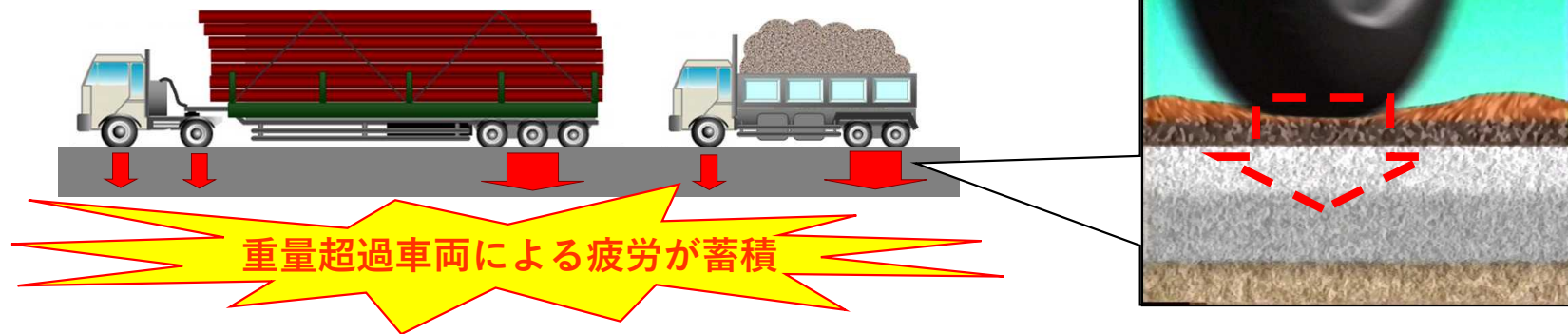
※ 一般的制限値を一つでも超える車両は、道路管理者の通行許可又は通行可能経路の回答が必要

特殊車両の範囲(イメージ)



第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

【道路に与える影響（イメージ）】



特殊車両の事故事例（無許可・高さ違反）

○無許可(車高超過、背高海コン 4.0m)

発生日：平成26年4月25日

場 所：横浜市道 大口559号線

横浜市神奈川区入江一丁目2

概 要：

高さ制限3.8mで橋桁に標識も設置されていたにもかかわらず、高架下を高さ4.0mの背高海上コンテナ車両で通過しようとしたところ、手前に設置されていた高さ制限バーに接触し脱落させたもの。

通行許可を取得していれば事前に通行不可能なルートであることを把握でき、事故は起きなかったはずである。



特殊車両の事故事例（無許可・高さ違反）

○無許可（車高4.6m以上）

発生日：平成29年4月15日

場 所：国道4号（福島県）

概 要：

走行中に積載していたタンク（ $\Phi 3.85 \times 10\text{m}$ ）が歩道橋に接触・落下し、道路を塞いだもの。

歩道橋損傷の他、並行車両に接触。

歩道橋の高さが4.6mであることから、それ以上と推測。

- ・運転手は在宅起訴
- ・運行事業者社長は逮捕

損傷状況
(下から見た様子)



特殊車両の事故事例（高さ違反）

○車高超過、積載物違反

発生日：平成19年11月28日

場 所：埼玉県さいたま市

国道16号

概 要：

歩道橋塗装用仮設吊り足場にバックホウ2台を積載したトレーラが接触し、吊り足場の一部が道路上に落下。

歩道橋工事中で有効高さは4.2m、申請上では3.8m、積載物はバックホウ1台。



特殊車両の事故事例（無許可・重量違反）

○無許可（総重量64.9t）

発生日：平成23年9月22日

場 所：首都高速4号新宿線（上り）

港区元赤坂1-1

概 要：

無許可で重機を積載した車両が、首都高速4号新宿線上り側を走行中に、カーブ区間で積荷の重機を下り側に落下。道路を損傷。走行車両に接触。

運行事業者は、かねてから道路法第47条第2項の違反が多く確認され、繰返し警告していた。

常習として違反行為が行われているのにも関わらず相当の注意及び監督を尽くさなかったとして、運行事業者社長と運転手の2名を逮捕。



特殊車両の事故事例（無許可・高さ違反）

○無許可（車高4.6m以上）

発生日：令和2年8月4日

場 所：沖縄県中頭郡北谷町

国道58号

概 要：

無許可の自動車運搬用セミトレーラーが、国道56号を走行中に積荷の車両が横断歩道橋に衝突し、横断歩道橋が損傷。



○セミトレーラや建設機械等といった大型の車種を中心に、許可経路数の伸びが顕著。
○また、近年はダブル連結トラック等の新型の大型車両も登場、許可件数も増加中。

大型車両の増加

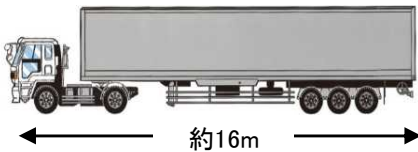
・特殊車両のうち、大型の車種（セミトレーラや建設機械等）の増加が顕著。

車種別の許可経路数（片道）の推移

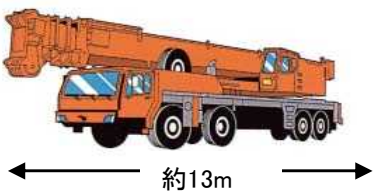
		R2年度	R6年度	増減数
車 種 別	合計	2,189,073	2,375,095	+186,022
	セミトレーラ	1,288,408	1,372,869	+84,461
	建設機械等	672,310	759,646	+87,336
	トラック	150,474	167,261	+16,787
	その他	77,881	75,319	-2,562

※建設機械等：建設機械類と重セミの合計
※その他：ポールトレーラ、フルトレーラ、ダブルスの合計

○セミトレーラ



○建設機械等



○トラック



新型の大型車両の登場

- ・トラック輸送の省人化促進のため、平成31年よりダブル連結トラックを本格導入。
- ・許可件数は、導入から5年間で約5倍に増加。

これまで 通常の大型トラック

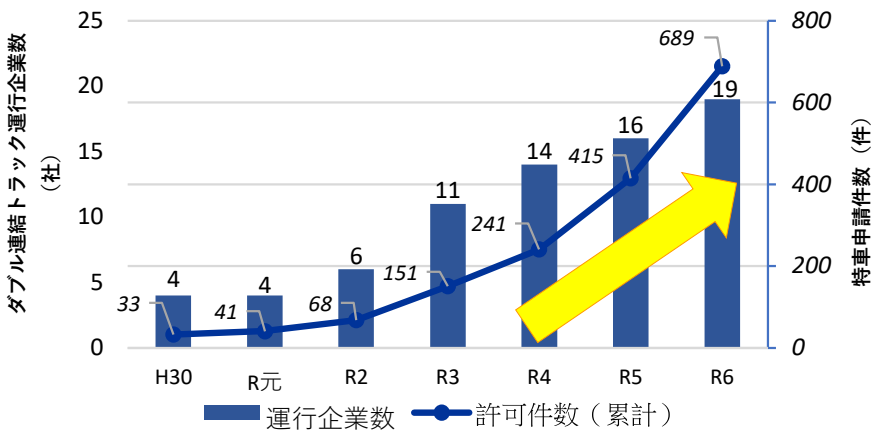


現在 ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能

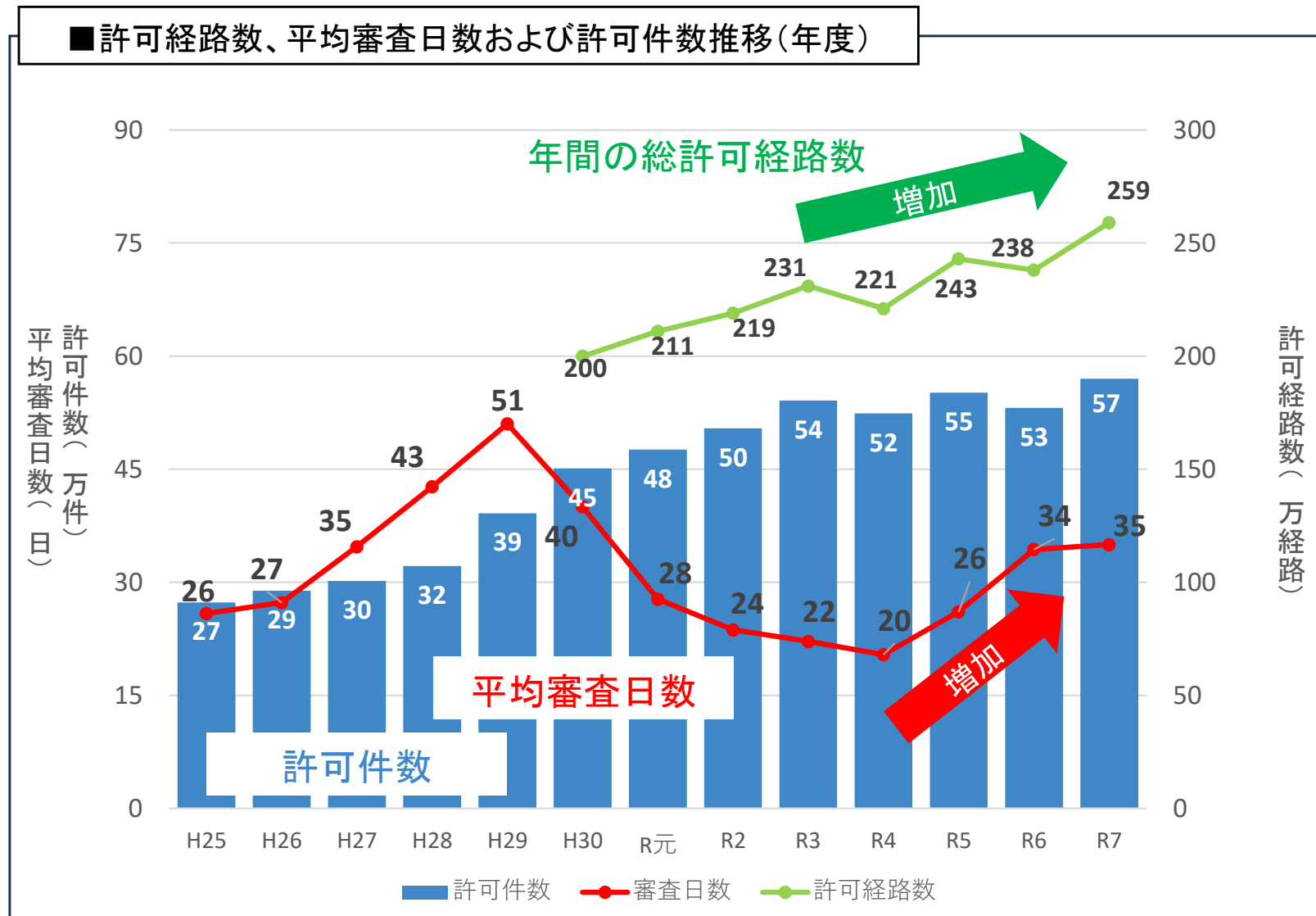


特車許可基準の車両長を緩和
（現行の21mから最大で25mへの緩和）

ダブル連結トラックの許可件数・企業数推移



○許可申請の平均審査日数は、年間の総許可経路数増等の要因により、近年増加傾向



令和4年4月1日から運用開始

特殊車両通行手続

許可制度

確認制度

電子データ化された道路情報に基づき国が一元的に処理

申請

(1経路毎)

申請内容

車両情報

発着地

経路

重量



審査



協議

(地方公共団体)

※手作業

決裁・許可証発行

許可 (申請した1経路のみ)



通行

(許可を受けた1経路を通行可)

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

車両の登録

(1回のみ)

入力情報

車両情報

ETC2.0

重量の
保存方法

経路検索 (確認の求め)

(ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

発着地

~~経路~~

重量

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)



※ 主経路、代替経路及び渡り線については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

即時

通行

(回答を受けた経路を通行可)

特殊車両通行許可制度と確認制度の違い

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、**使い勝手が良い（早い、簡単、便利）** 面がある。

現行許可制度 1経路（片道） 200円

⇒ 新たな確認制度 1件（2地点2経路検索：主経路・代替路・渡り線（往復）） 600円

許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約35日]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路（片方向）ごとに許可]



- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料

1経路(片道)につき 200円

(2経路(往復)の場合:800円)

(道路管理者が複数にまたがる場合)

確認制度

- 早い
[オンラインシステムで即時に確認]
- 簡単
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- 便利
[複数経路（双方向）を一度に確認]



※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

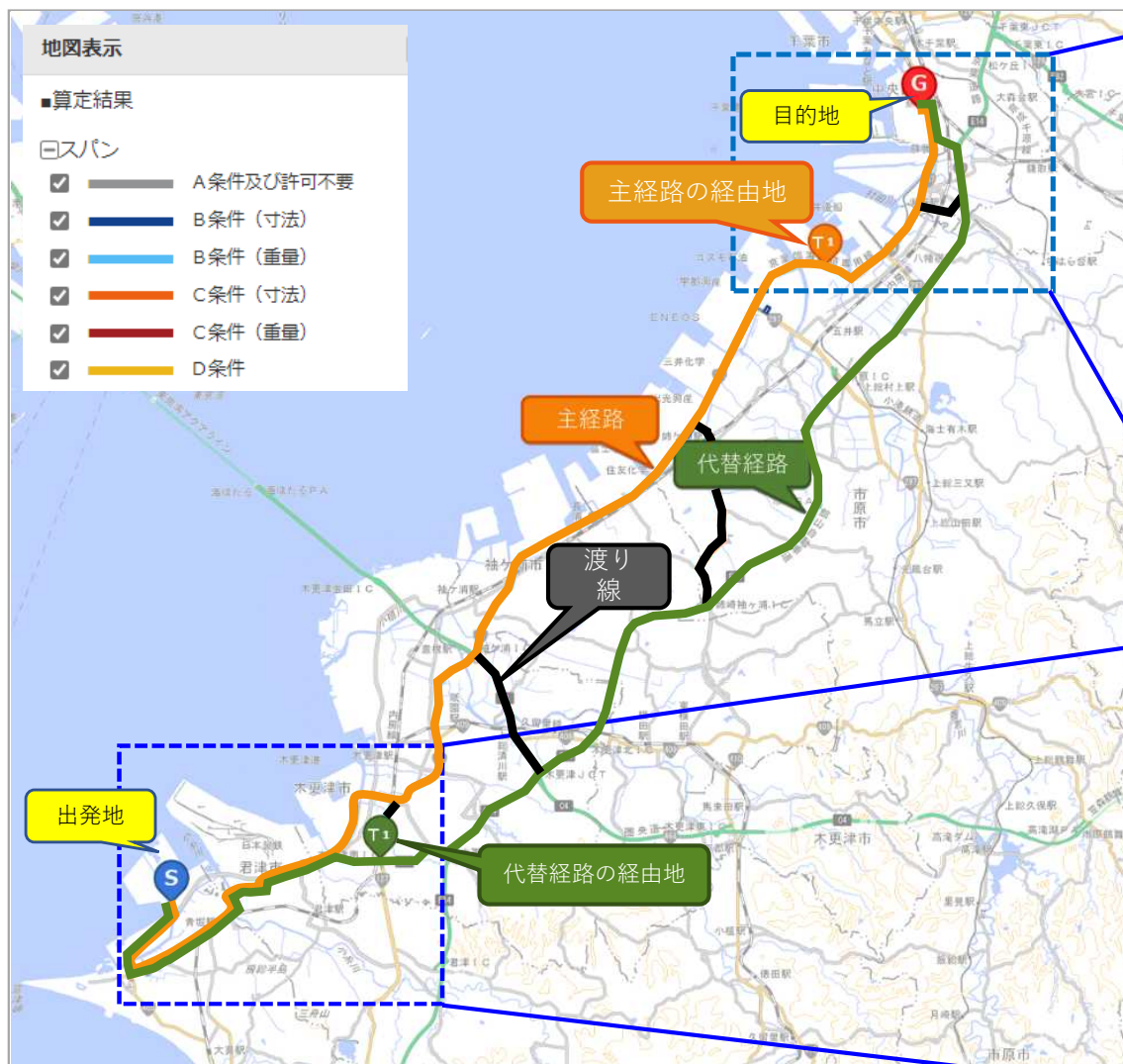
確認の手数料

1確認(往復)につき 600円（2地点2経路）

(基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)

検索後の通行可能経路の例（2地点双方向2経路検索）

経路全体



拡大図（終点周辺）



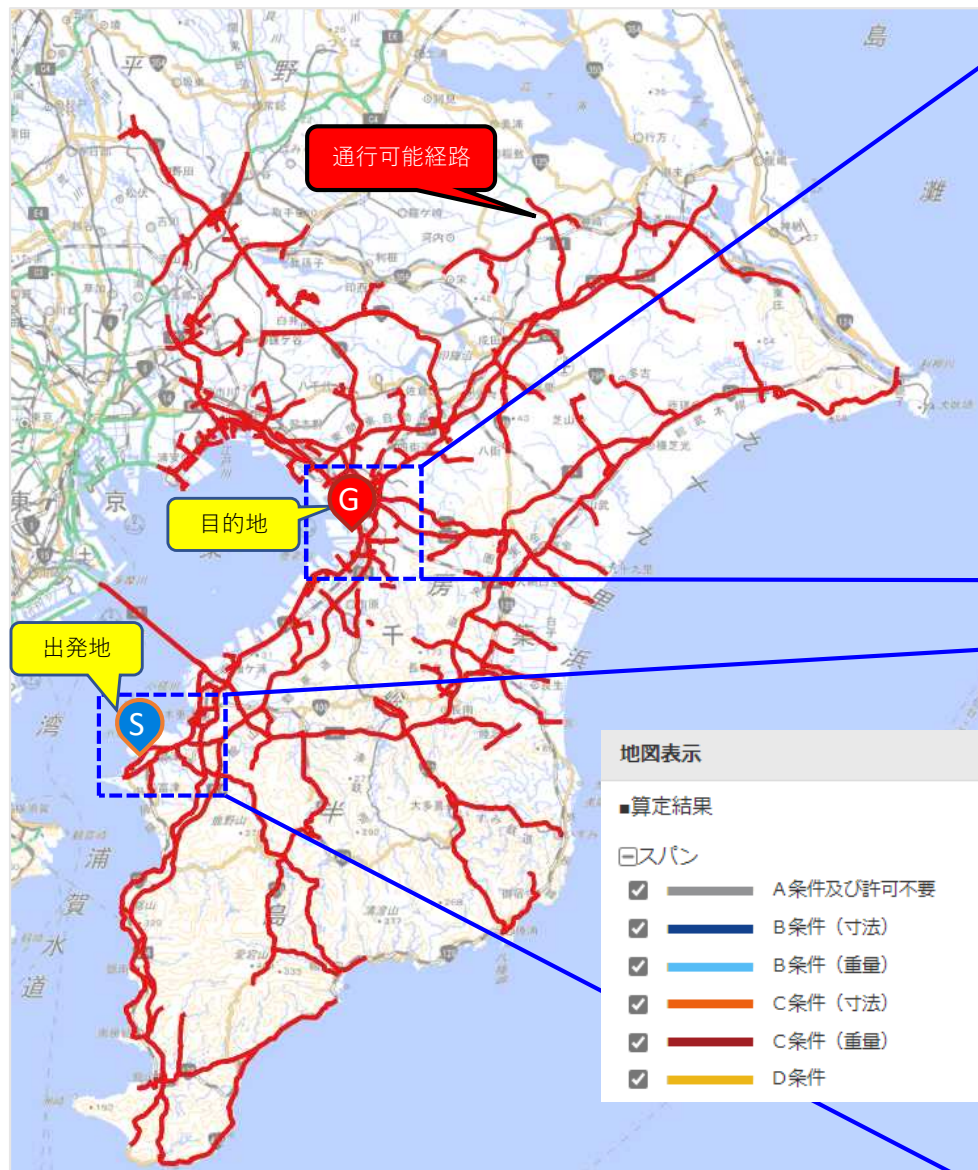
拡大図（起点周辺）



※主経路、代替経路及び渡り線については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

検索後の通行可能経路の例（都道府県検索）

経路全体（都道府県検索）



拡大図（終点周辺）



拡大図（起点周辺）

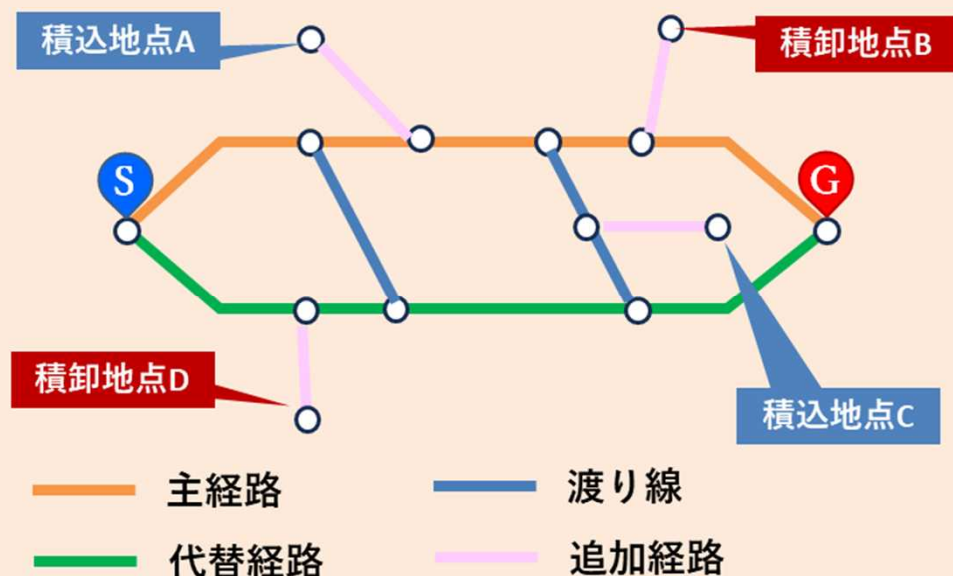


※通行可能経路については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

- 特車通行確認制度の特徴をうまく活用することで、手数料負担が少なく通行可能経路が取得出来たり、スポット的な依頼や急な依頼への対応が可能となります。

■固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

➡ 主要な積込・積卸地点を2地点双方向2経路検索で設定し、それ以外積込・積卸地点を追加経路で設定

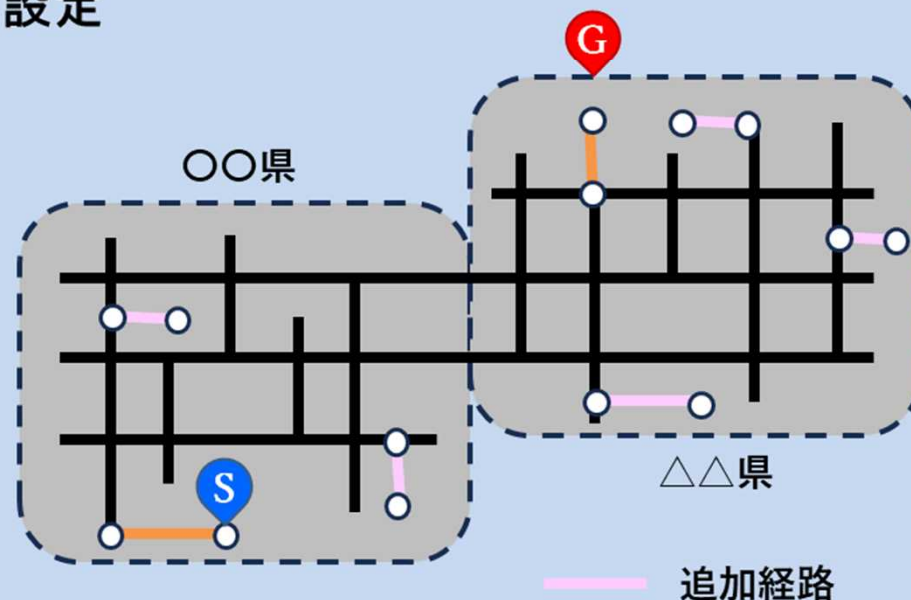


取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、安価に通行可能経路を取得

走行する都道府県の数によっては、都道府県検索の場合が安くなる場合があります。

■スポット的な依頼、急な依頼が多い

➡ 最大積載量で都道府県検索で経路取得しておき、依頼の都度、追加経路で積込・積卸地点を設定



急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

最大積載量で経路を取得した場合、実際の積載量で通行可能な経路が取得できない場合があります

車両登録の手数料

単車トラックまたはトラクタの車両登録申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)
トレーラの車両登録に関しては、手数料は無料で有効期限なし

経路確認の手数料

■2地点双方向2経路検索

確認1件につき 2地点双方向2経路検索 : 600円(1年間有効)

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

■都道府県検索

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。

※複数都道府県を確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

(主要道路＝重要物流道路・大型車誘導区間)

■経路追加【一度確認した経路に追加して経路を確認する】

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

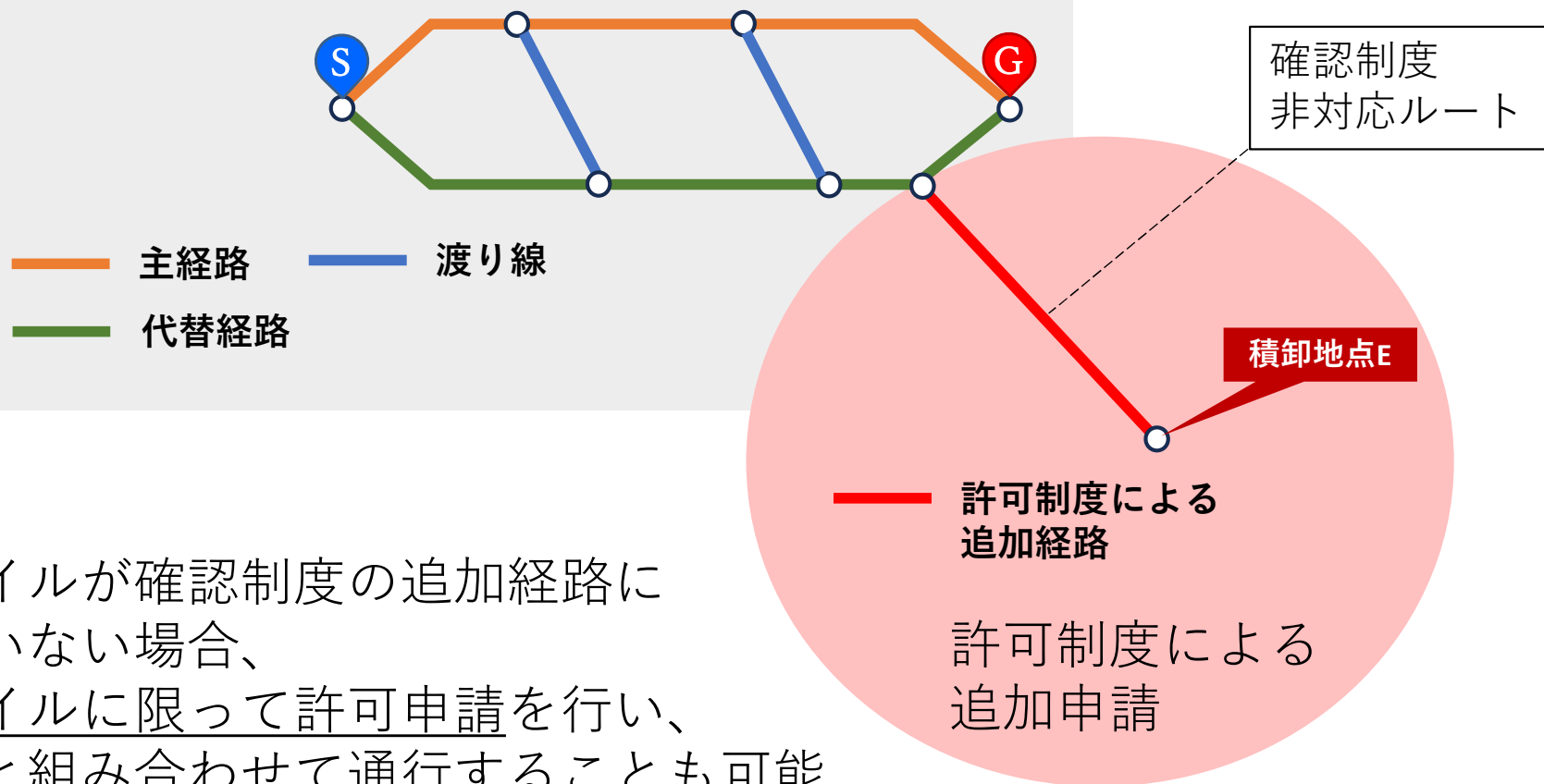
※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

(目的地や経由地の追加などで利用)

確認制度と許可制度の上手な組み合わせ

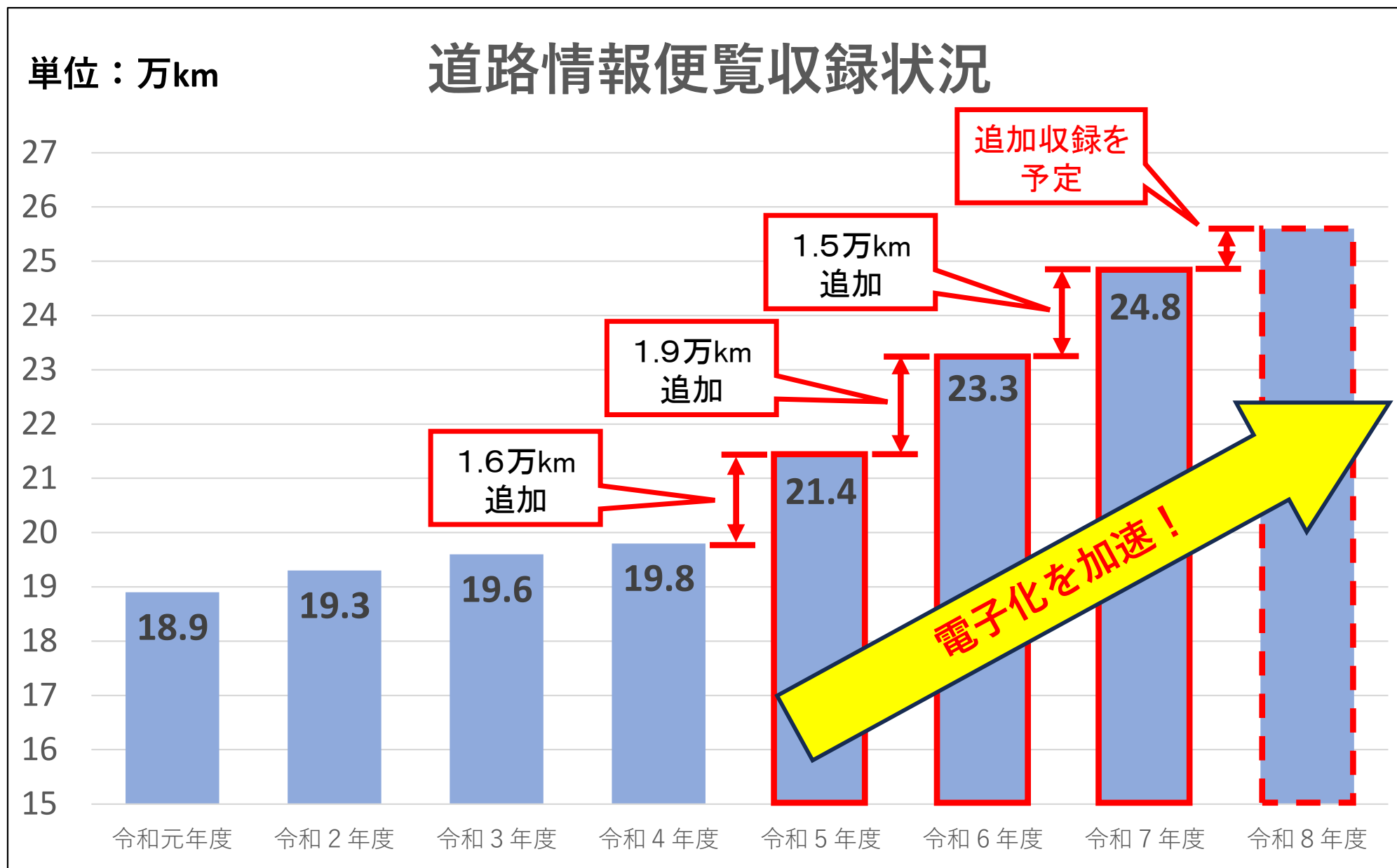
- 特車通行許可制度と特車通行確認制度をうまく組み合わせることで、通行可能になるまでの期間の短縮が期待できます。

確認制度による経路回答



ラストマイルが確認制度の追加経路に対応していない場合、
ラストマイルに限って許可申請を行い、
確認経路と組み合わせて通行することも可能

○令和4年度以降、約5万kmを追加収録済み。更に追加収録予定。



確認制度の利用可能経路の公開

○確認制度の利用可能経路がわかる「通行可能経路事前確認マップ」をHPで公開
(令和8年3月30日)

通行可能経路
事前確認マップ

【地域を選択】

日本
北海道
東北
関東
北陸
中部
近畿
中国
四国
九州
沖縄

【詳細地域を選択】

■注意事項

道路法適用外道路（臨港道路、林道等）は表示対象外となっています。

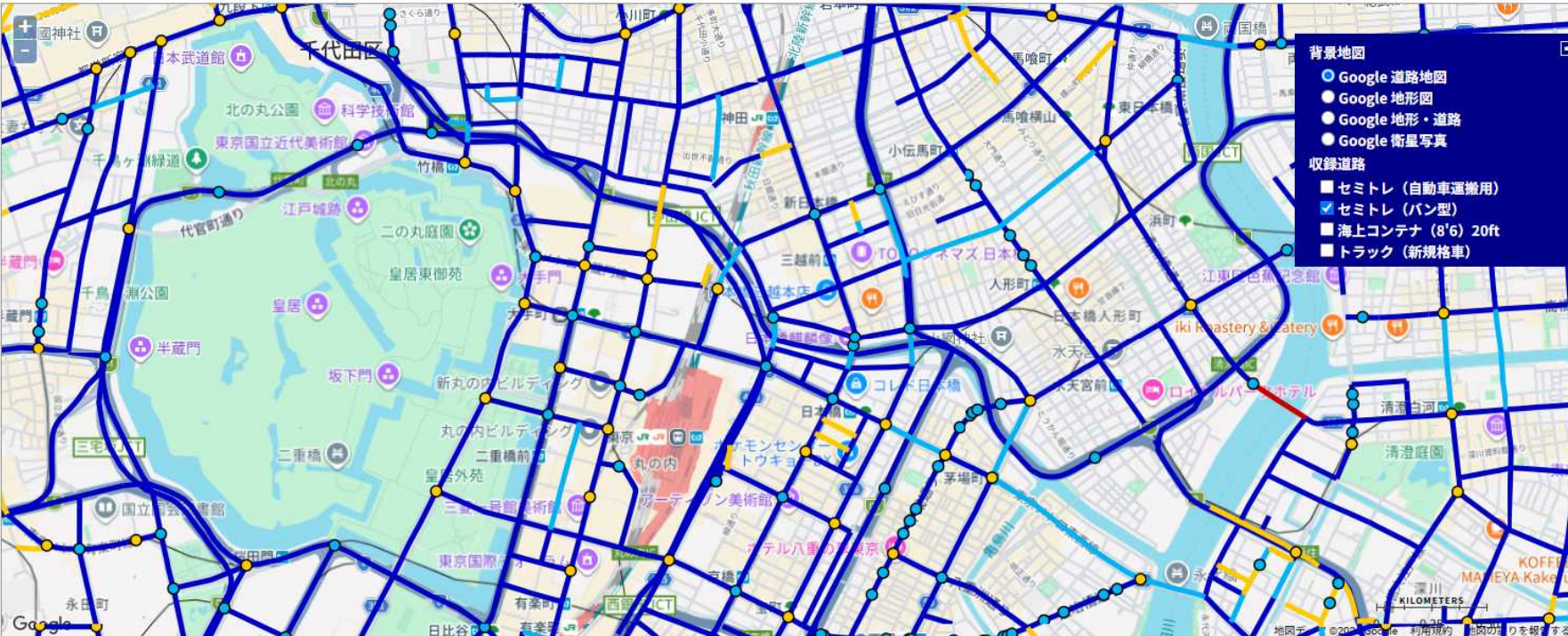
本マップに表示される通行条件はあくまで事前確認のための参考情報であり、実際の通行にあたっては、通行確認システムを利用した回答書発行または通行許可システムを利用した許可証交付の手続きを行うようお願いいたします。

右左折を伴う経路上に交差点の表示が無く、スパンの通行条件のみが表示される箇所は、交差点折進での通行条件が個別審査または通行不可となり通行可能経路が求まらない場合があります。

詳細の通行条件については、別途道路情報便覧表示システム（<https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/digimapJ/roadinfo>）でご確認ください。

特車指定道路地図に記載されている情報は令和8年4月17日時点の道路情報便覧のネットワークを反映しています。

特車システムが用いている道路地図と背景地図が異なるため、道路線形がずれて表示されている箇所がありますので、ご注意ください。



背景地図

- Google 道路地図
- Google 地形図
- Google 地形・道路
- Google 衛星写真

収録道路

- セミトレ（自動車運搬用）
- セミトレ（バン型）
- 海上コンテナ（8'6" 20ft）
- トラック（新規格車）

凡例		
	スパン	交差点
A条件	青線	青点
B条件	黄線	黄点
C条件	赤線	赤点
D条件	紫線	紫点

※スパン上に表示する通行条件は、寸法算定・重量算定の内、最も厳しい条件を使用しています

モデル車両諸元							
車種	車両分類	車両幅 (m)	車両高 (m)	車両長 (m)	総重量 (t)	最大軸重 (t)	最小荷重 (m)
セミトレ（自動車運搬用）	O型	2.5	4.1	18.0	24.8	10.0	13.05
セミトレ（バン型）	I型	2.5	3.8	16.0	35.4	9.71	12.04
海上コンテナ（8'6" 20ft）	II型	2.5	3.8	12.5	30.8	8.69	9.97
トラック（新規格車）	III型	2.5	3.8	12.0	25.0	9.22	7.19



https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/passable_route_map/index.html

○特殊車両通行確認制度

指定登録確認機関 (<https://www.tks.hido.or.jp/>)

○指定登録確認機関とは？

特殊車両通行確認制度では、国土交通大臣が指定した指定登録確認機関がその運営の一部を担うことができます。

現在、（一般財団法人）道路新産業開発機構が担っています。

○ 国土交通省 MLIT channel

特殊車両通行制度
紹介動画



<https://youtu.be/BIM4skyWx4A>

特殊車両通行確認制度
紹介動画



<https://youtu.be/RLed6Mq3JVI>

特殊車両通行確認制度
システム操作説明動画



<https://youtu.be/LAKivvm-Hu8>

○通行確認システム操作マニュアル（一般財団法人道路新産業開発機構HP）



<https://www.tks.hido.or.jp/onlinemanual/>

是非、お試しください！